

亀山市告示第166号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年10月14日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11170
- 3 路線名 能褒野19号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 能褒野町字能褒野73番10地先
 - (2) 終点 能褒野町字能褒野73番41地先
- 5 供用開始の期日 令和7年10月14日